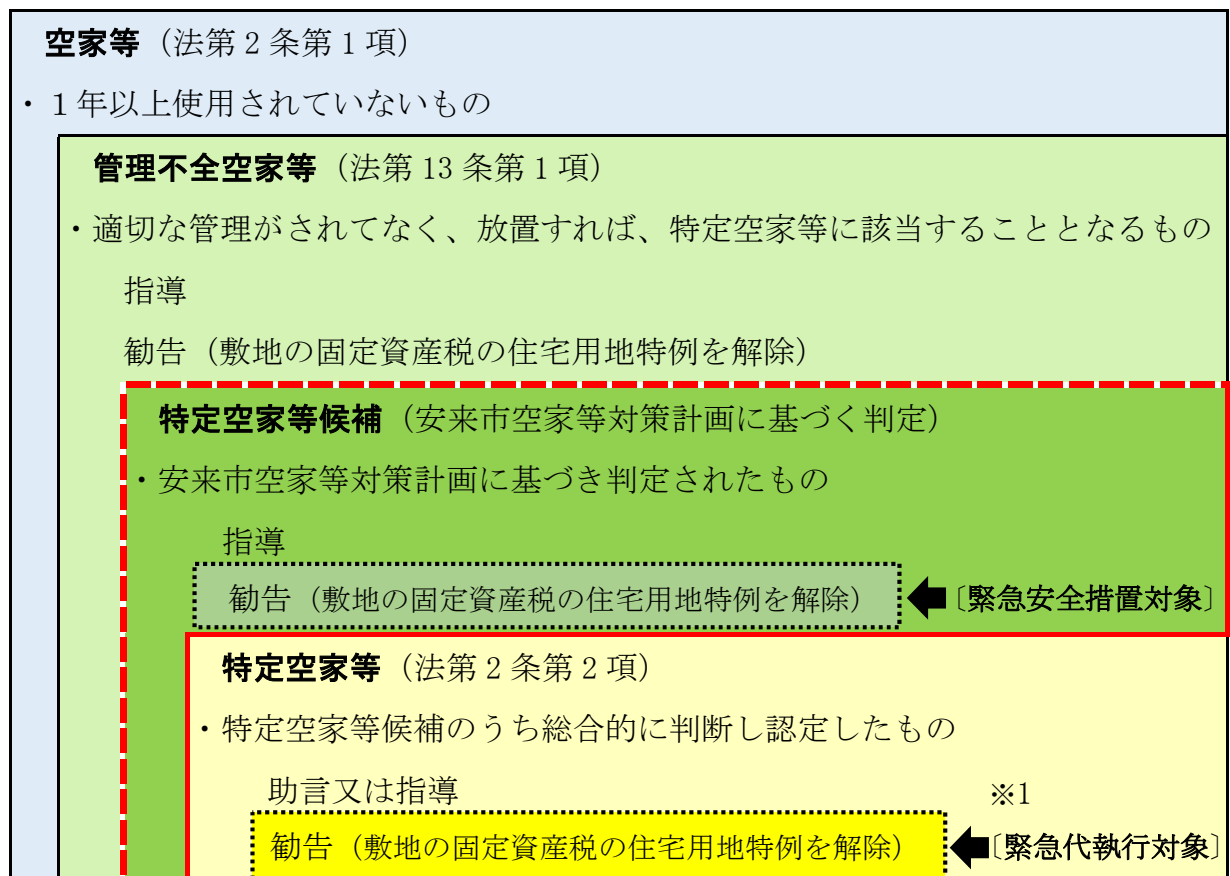


安来市空家等の適正管理に関する条例制定について（説明資料）

建設部建築住宅課

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）」及び、「安来市空家等対策計画」に基づく空家等の分類。
- 条例（案）に基づき、災害時等の緊急時に、市の判断により緊急時安全措置を講じることができる空家等の対象。



勧告

- 【新設】**
- ・・・条例に基づく【緊急安全措置】の対象

勧告

- ・・・法律に基づく【緊急代執行】の対象

※1)所有者が確知できない場合は条例に基づく【緊急安全措置】